

回 答 書

2023年6月14日

キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入に関する公募型プロポーザルにおける質問書に対して、次のとおり回答します。

| 該当する資料名・ ページ・項番など | 質問内容 |
|-----------------------------|---|
| 導入仕様書 2項(4) | 外部への通信を必要とせず、設置場所内部のみで運用が可能な構築のPOSシステムのご提案を検討しております。外部への通信を行わない場合、ブロードバンドルーターやネットワークハブは含めない構成のご提案で問題ございませんでしょうか。 →機器の稼働に必要な機器等については、調達範囲に含むものとしてください。 |
| 導入仕様書 2項(6)カ | レシート印字内容のカスタマイズにつきまして、本件はキャッシュレス決済導入を前提とした調達であるため、現金支払時とキャッシュレス決済時において、それぞれ別の印字内容設定が必要になるものと考えますが、本項目の解釈としてその認識でよろしいでしょうか。 例) 現金時表題→「領収書」、キャッシュレス決済表題→「取引明細」など →帳票への印字・表現方法等について、キャッシュレスで支払いを受けた場合は、領収書を発行できないことから、そのようなご認識で結構です。ただし、具体的な表現方法等については、プロポーザル実施後、優先交渉権者様との間で決定しますので、例示いただいたものようになるかは、現段階においては不明です。 |
| 実施要領2 POS レジの調達に係る 提案 | (3) 機器等の利用期間について、POS及びキャッシュレス端末の利用開始日が2024年(令和6年)1月と認識しておりますが、機材の設置や研修の完了は2023年12月中に必要でしょうか。具体的な設置完了年月日をご教示ください。 →プロポーザルの前提条件として、2024年1月を利用開始時期として記載しており、この前提の上では、2023年12月中に機器の設置が完了することを想定しております。ただし、実際の稼働開始日程及び導入準備の日程については、プロポーザル終了後に実施する入札の結果次第で前後する可能性もありますので、ご注意ください。 |
| 実施要領2 POS レジの調達に係る 提案 | (4) 機器等の調達にかかる提案上限額について、POSレジの調達にかかる全費用に対してリース料率を掛けて試算するという認識で間違いございませんでしょうか。 →ご認識の通りです。 |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>実施要領 7 各項目の事務手続き</p> | <p>提出書類である企画提案書の原本について、表紙等に押印は必要でしょうか。また、社名が特定される文字やロゴ等をマスキングする必要があるかご教示ください。</p> <p>→押印は不要です。また、お預かりした提案書へのマスキング等は不要です。情報公開請求等があった場合を想定されているものとしての回答となりますが、その場合は、公開範囲等をあらかじめ各社様にお伺いし、必要な場合は社名等が特定できないように本市においてマスキング等を行ったうえで公開するものと思われま</p> |
| <p>実施要領 7 各項目の事務手続き</p> | <p>提出書類である決済端末費用と手数料の見積もりについて、POSベンダーが指定する事業者が見積もりを作成する場合、押印は作成する事業者のものが必要でしょうか。それとも提案主体であるPOSベンダーによる押印でもいいものなのでしょうか。</p> <p>→見積書の真正性を担保するものとして、見積作成者による捺印をお願いします。本件については、キャッシュレスを取り扱う事業者様の押印をお願いします。</p> |
| <p>POSレジ導入仕様書 2. 調達の概要</p> | <p>(4) について、POSベンダーが用意する機器の動作に必要なルータへ、貴市のプロバイダ情報の設定をする必要はない認識でよろしいでしょうか。(プロバイダ情報が設定されているホームゲートウェイ若しくは上位ルータ等は貴市にてご準備いただけるのでしょうか。)</p> <p>→プロバイダ情報等の設定は本市側で行う想定ではございますが、動作保証の観点から設定作業を代行いただくことも可とします。原則として、ONUまでの回線及びONU本体は本市で手配しますが、ONUに接続しゲートウェイの役割を担うルータはPOSレジの調達範囲に含むものと考えております。</p> |
| <p>POSレジ導入仕様書 (6) POSレジ機器の機能要件</p> | <p>オの記載事項について、税項目の読取がPOSで必要と認識しております。つきましては、POSの機能として納付書に記載されている44桁(GS1-128)のバーコードを読み取ることで、税目・納付金額等がPOSへ自動反映する機能は必要でしょうか。</p> <p>必要である場合、拠点毎かつ何台のレジに本機能が必要であるかご教示ください。</p> <p>→ご記載の内容については、必須機能とは別の、追加提案の評価要素として分類される可能性があります。原則として、すべての設置場所において同じ運用を行うことを想定していますが、実際に導入する具体的な数量は、プロポーザル後の詳細調整時にお示しする可能性があります。</p> |
| <p>POSレジ導入仕様書 (6) POSレジ機器の機能要件</p> | <p>キの記載事項について、POSレジの操作をキーボードも行えるようにする目的は、数量や文字の入力が必要な際に職員様が簡単に操作できるためでしょうか。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| 件 | →POS レジの操作者により、タッチパネル・キーボードの、どちらか利用しやすい方法が選択できるようにしたいと考えています。 |
| POSレジ導入仕様書（6）POSレジ機器の機能要件 | <p>クの自動釣銭機について、2024年上半期から流通する新紙幣の改札対応を含んだご提案が必須でしょうか。若しくは、本プロポーザルとは別のご予算でのご対応でもよいか、ご教示ください。</p> <p>→すでに流通の予定が確定している新紙幣等の対応にかかる諸費用については、提案の範囲に含めてください。</p> |
| 指定納付受託者による収納事務委託仕様書7. 収納事務について | <p>（13）利用件数及び利用金額等の入金明細について、月まとめだけでなく決済1件毎の詳細などもわかりやすく明記されていること、の「決済1件毎の詳細」とは具体的にどのような情報が必要でしょうか。また、どのようなシーンでご活用されたいかも併せてご教示ください。</p> <p>→特に具体的な定義はありませんが、少なくとも決済手段別の決済日時や決済額が明細化できていることが望ましいと考えます。</p> <p>財務処理を行うための作表には、それぞれの決済手段でどのくらいの決済があり、決済手数料がいくらだったか、という情報を必要としますので、入金明細等のデータには可能な限り詳細な情報が掲載されていることが望ましいと考えられます。</p> <p>ただし、決済手段により、提供される情報数が異なる場合も想定されますが、決済手段を除外するものではありません。</p> |
| 指定納付受託者による収納事務委託仕様書 | <p>・7（4）「決済手数料の額は、キャッシュレス決済した収納金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とする。」に関しまして算出方法は、「各決済ブランドの収納金額×（当該決済ブランドの）契約で定める手数料率」でよろしいでしょうか。</p> <p>→ご質問の内容については、仕様書に記載の意図と同じ意と解します。</p> |
| 指定納付受託者による収納事務委託仕様書 | <p>・7（7）「決済手数料等について立替払金から決済手数料を控除する方法（繰替払）を基本とし、その他の方法についても提案できるものとする。」に関しまして一度立替払金をご入金させて頂き、その後決済手数料を請求させて頂く形でも問題ありませんでしょうか。</p> <p>→ご記載の方法でも問題ないと考えますが、請求書払い等にかかる事務手数料などが発生し、決済手数料とともに請求される場合は、提案書等にその旨を明記するようお願いいたします。</p> |
| 指定納付受託者による収納事務委託仕様書 | <p>・7（9）「紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策」に関しまして、防止対策の一環として、クレジットカード決済は全取引暗証番号入力必須にてご案内させて頂いております。問題ありませんでしょうか。</p> <p>→特にご提案を制限するものではありません。利用者の視点において、もっとも利便性が高いと考えられる方式等をご提案いただくようお願いしま</p> |

| | |
|--|--|
| | す。 |
| 指定納付受託者による収納事務委託仕様書 | <p>・ 10 (1) 「本市が負担する費用」に関して、電子マネーをご利用の場合、月額費用が発生致します (センター利用料として)</p> <p>そちらに関しては別途協議させて頂くことは出来ますでしょうか。</p> <p>→原則として、ご記載のような諸費用が発生しない前提でのご提案を求めています。ご理解ください。</p> |
| 【キャッシュレス決済の導入を前提としてPOSレジ導入仕様書】 | <p>・ 2 (4) 「インターネットを利用した外部との通信に必要なインターネット光回線及び施設内のLANについては本市が準備するが、機器の動作に必要なとなるブロードバンドルータやネットワークハブについては、提案に含めるものとする。」に關しましてインターネット回線を利用するにはルーター購入だけでなく、プロバイダ契約も必要となり、毎月月額費用が発生致します。そちらは藤沢市様のご負担という認識で間違いないでしょうか。</p> <p>→インターネット回線の利用にかかる回線使用料 (回線新設にかかる工事費等を含む) 及びプロバイダ利用料は本市にて負担します。</p> |
| キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ導入仕様書の2. 調達の概要の(3) | <p>プリンタ等の付帯機器について</p> <p>支払が終了した時に申込書の裏面に支払いが終了したとの印刷をする仕様 (スリッププリンタ) などが全レジ分に (20台分) 必要なのでしょうか。</p> <p>又は、必要な台数分があれば教えてください。</p> <p>→スリッププリンタの導入は想定しておりません。ただし、提案者にて必要と考える場合は、提案範囲にスリッププリンタを含めることを阻むものではありません。</p> |
| キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ導入仕様書の2. 調達の概要の(4) | <p>施設内のLAN配線について</p> <p>設置場所は窓口付近のカウンターなどに設置を想定と記載されておりましたが、その付近まではインターネットに接続するLANの挿口があるとの理解でよろしいでしょうか</p> <p>→ご認識の通りです。各施設内の設置場所には、本市にてインターネット回線及びLAN配線の設置を行います。</p> |
| キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ導入仕様書の2. 調達の概要の(6)イ | <p>POSレジで複数の費目や項目について</p> <p>費目とは別表の①市民センターで取り扱う証明発行等などの区分にございます、戸籍全部事項、戸籍個人事項などで、項目とは戸籍、附票、住民票などの事との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>→現状、各市民センターなどで取り扱っている費目のうち、キャッシュレスの対象となるものを明示しておりますが、現段階において現金のみの取り扱いとしている税・料等は含まれていません。キャッシュレス決済の手</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>数料利率算出に係る参考情報として明示したものですので、ご承知おきください。</p> |
| <p>キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ導入仕様書の2. 調達の概要の(6)エ</p> | <p>日計表をはじめとした集計帳票について カスタマイズ帳票の作成データは備えておりますが、それらがクラウド機能やUSB等で出力が可能との理解でもよろしいでしょうか。 →日計表等がインターネット環境でダウンロード等が可能な場合、これらのデータを本市が利用するインターネット利用環境にてダウンロードし、利用することを考えております。</p> |
| <p>【POSレジ導入仕様書】調達の概要(4)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・POSレジ、自動釣銭機用、キャッシュレス端末用のコンセント(2ピンコンセントもしくは3ピンアース付きコンセント)は同機器設置箇所傍に敷設されているのでしょうか？敷設されていない場合、貴市負担に御手配頂けるのでしょうか？ ・自動釣銭機設置に伴い、レジカウンター等の改修工事が必要となった場合、貴市負担にて同改修工事を御手配頂けるのでしょうか？ <p>→電源について、テーブルタップ等までの配線は市が準備する想定です。また、カウンタ回り等の設置場所については改修せず、現地の現状のまま設置します。</p> |
| <p>【POSレジ導入仕様書】2. 調達の概要(6)エ&カ&キ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・標準機能(設定変更等)では対応できない、開発行為が必要となるカスタマイズ帳票作成、レシート印字項目、タッチパネル配置等については別途ご請求させて頂くことは可能でしょうか？ <p>→質問に記載いただいたような、機器等の利用開始までに必要となると想定される費用の一切については、すべて提案額内に含めてください。</p> |
| <p>指定納付受託者による収納事務委託仕様書 2. 概要(4)</p> | <p>関係する各種事務とはどのような業務を想定されていますでしょうか。 →具体的な定義はありませんが、付帯的なサービス等がある場合はこれに含まれると考えています。</p> |
| <p>指定納付受託者による収納事務委託仕様書 7. 収納時事務について(9)</p> | <p>「紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること」とのことですが、紛失・盗難カードの際はカードホルダー(利用者)が各カード会社に報告をしない限り不正使用の防止が出来ません(但し利用者がカード会社へ紛失の旨を報告をしていれば利用不可となります)。 ついては指定納付受託者が補償制度を提供できるものではありませんが問題ありませんでしょうか？ →こちらは、事業者様ごとの約款に依存する箇所となりますので、一義的な定義は難しいですが、最大限可能かつ常識的な範囲において最良と考えられる対策を講じていることとして読み替えてください。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>指定納付受託者による収納事務委託仕様書 7. 収納時事務について (13)</p> | <p>「決済1件毎の詳細などもわかりやすく明記されていること」とのことですが、電子マネーの種別によっては1件毎の明細ではなく、日別の明細での提供になりますが、その場合上記に該当する電子マネー提案は不可になりますでしょうか？</p> <p>→電子マネー毎に集計・報告フォーマットが異なる場合もあると考えております。よって、ご記載の例のような場合は提案に含めていただいてもよろしいかと思ます。</p> |
| <p>指定納付受託者による収納事務委託仕様書 8. 導入サポート及び保守等について (3)</p> | <p>「端末機の障害については、直ちに対応できるサポート体制を整備すること」とのことですが、修理対応については時間・日数ともかかるケースがございます。窓口等での利用が不可になった場合、利用再開までの日数は何日程度を想定されていますでしょうか。</p> <p>→具体的な日数の明示は評価の視点を開示することになると考えられるので、お示しできませんが、故障時の運用への影響が最小限となると考えられる保守体制をご提案ください。</p> |
| <p>指定納付受託者による収納事務委託仕様書 8. 導入サポート及び保守等について (3)</p> | <p>一般的に端末機の保守期間は導入してから4年となります。5年目以降の端末故障時の費用につきましては実費にての修理対応となります。その場合は貴市にて修理費用を負担していただけますでしょうか。また5年目以降も保守対応が必須である場合、提案者側にて予備端末を保管する等の運用を考慮しなければなりません、その場合に同予備端末を貴市にて保管いただく事は可能でしょうか？</p> <p>→キャッシュレス決済端末の保守期限満了後は実費対応ということで問題ありません。保守部材の保管は可能ですが、予備端末の品質保持については市として責任を負うことができないものと考えます。後継機種への入れ替えなど、保守期限満了後の対応についても、ご提案いただけると幸いです。</p> |
| <p>導入仕様書2 . 調達の概要 (6) P O S レジ機器の機能要件</p> | <p>エ. 日計表をはじめとした基本的な集計帳票生成機能や、データの蓄積機能等、業務支援に資する機能を備えていること。カスタマイズ帳票の作成及び利用できることが望ましい。</p> <p>⇒ カスタマイズ帳票の作成及び利用できることは、どのような内容を指すか具体的に教えて頂きたいです。</p> <p>→本市の運用に合わせ、出力内容を変更できる帳票機能等のご提供についてご提案を求めるものです。具体的な機能については、提案の幅を限定する可能性があることから、特に定義いたしませんので、最も利便性が高いと考えられるご提案をお願いいたします。</p> |
| <p>導入仕様書4 . 実施計画、検収お</p> | <p>設置及び設定されたP O S レジ機器について検証及び検収を行う。事前にテスト内容・合格基準を記したテスト計画書を提出し、本市の承認を得</p> |

| | |
|---|---|
| <p>よび納品物 (2) 検収等について</p> | <p>ること。検収に先立って、テスト計画書に基づきテストを行い、検収の際は合格基準を満たしたことを示すテスト結果報告書を提出すること。 ⇒ 弊社の場合、パッケージソフトのため、ソフトウェアの合格基準は何をもってお示しすればよいかお教えてください →特に様式等は問いませんが、納品時における製品等の品質を担保する書類等をご提出ください。なお、詳細は優先交渉権者決定後に別途協議とします。 ⇒ またハードウェアに関しましては、動作確認のテスト、ということでしょうか？ →ご認識のとおりです。</p> |
| <p>審査項目一覧表 (公開用) (様式第 8 号) につきまして</p> | <p>審査項目の配点をご教示頂くことは可能でしょうか？ →公開いたしません。</p> |

以 上